平成２３年（フ）第３２５号
京都市南区西九条島町27番地　京都ロジュマン島町Ａ棟702号
破産者　男の通販生活こと　木村　　智
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３１１７号
大阪府東大阪市森河内西１丁目13番14号
破産者　有限会社藤田鉄工
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８号
青森県五所川原市字烏森528番地
破産者　有限会社東洋水道
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
福島県須賀川市栄町125番地の２
破産者　株式会社井野元瓦店
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第５２５号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目17番38号
破産者　加治産業株式会社
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９９１号
神奈川県座間市座間１丁目3347番地３―402
破産者　有限会社アピオ
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４３号
金沢市増泉２丁目７番19号、従前の本店所在地金沢市松村町ヌ44番地
破産者　ゼストホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１４４号
金沢市松村町ヌ44番地、従前の本店所在地金沢市片町１丁目１番29号　ＮＥＯＴＶビル
破産者　ゼスト株式会社
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３１６号
金沢市近岡町777番地
破産者　株式会社ミヤビ
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２１５号
岐阜県不破郡垂井町表佐1491番地の１
破産者　株式会社マルセン
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第９６０号
京都府久世郡久御山町栄２丁目１番地の62
破産者　株式会社ハウズコーポレーション
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
島根県益田市遠田町2864番地６
破産者　福本　浩二
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第８６５号
岡山市北区野田屋町１丁目３番３号
破産者　有限会社フジマルベーカリー
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８８号
香川県高松市檀紙町1516番地１
破産者　有限会社香川ダイヤ商事
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１３５号
香川県高松市国分寺町福家甲1706番地17
破産者　有限会社Ｓｍｉｌｅ＆Ｓｐｅｅｄ
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４９号
栃木県小山市駅東通り２丁目20番２号　ポレスターステーションシティ小山1107号
破産者　下山　好夫
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第６３号
愛知県清洲市新清洲３丁目３－６グリーンホーム501、開始決定時の住所千葉県木更津市八幡台５丁目21番21号
破産者　野本　一夫
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第９０号
千葉県富津市二間塚１―178、住民票上の住所千葉県君津市北久保二丁目７番２号
破産者　田浦　和子
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１４３号
神戸市灘区篠原南町６丁目１番10―305号、従前の住所奈良県橿原市常盤町176番地の４
破産者　箕面こくぶラーメンこと　吉長　孝行
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３７号
神戸市東灘区住吉台２番12―1105号
破産者　アールアンドティアサヒこと津田商店こと　津田　良三
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６４７号
札幌市西区西野６条２丁目５番１号
破産者　加藤　　靖
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部